

舞鶴市

農業者物価高騰緊急支援給付金

- 急激な物価高騰の影響を受ける農業者を支援します -

給付金申請要領

舞鶴市 産業振興部 農林課

T E L : 0773-66-1023

F A X : 0773-62-9891

給付目的

資材価格高騰の影響を受けている農業者の経営の安定を後押しするため、給付金を支給します。

支給要件

下記（1）から（3）に該当する場合は、給付金の対象となります。

（1）市内の農業者で令和7年中（令和7年1月1日～令和7年12月31日）に畜産、農業生産等の営農活動（生産と販売等）をし、下記のいずれかに該当するもの。

（ア） 令和7年中に営農活動を実施した、市内に本店または事業所がある農業を営む法人又は個人で、令和7年分の農業収入、または山林収入、もしくは日本標準産業分類「大分類 A 農業、林業」の業務にかかる営業収入が50万円以上あるもの※

※日本標準産業分類（平成25年10月改定）－分類項目名、説明及び内容例示

中分類 01 農業

010 管理，補助的経済活動を行う事業所（01農業）

011 耕種農業

012 畜産農業

013 農業サービス業（園芸サービス業を除く）

014 園芸サービス業

中分類 02 林業

020 管理，補助的経済活動を行う事業所（02林業）

021 育林業

022 素材生産業

023 特用林産物生産業（きのこ類の栽培を除く）

024 林業サービス業

029 その他の林業

（イ） （ア）のうち農業協同組合の生産者部会に所属する農業者

（ウ） 農業経営基盤強化促進法(昭和55年5月28日法律第65号)第12条第1項に規定の認定農業者（以下「認定農業者」という。）、農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項に規定の認定新規就農者（以下「認定新規就農者」という。）、（ア）のうち舞鶴市内の森林において森林経営計画を樹立しているもの

（2）市税の滞納をしていないこと（徴収の猶予を受けているものを除く）。

（3）代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、舞鶴市暴力団排除条例第2条第3号及び第4号に規定する暴力団員等及び暴力団密接関係者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しない者であること。また、上記の暴力団員等及び暴力団密接関係者が、経営に事実上参画していない者であること。

不支給要件

下記の（１）から（２）のうち、いずれかに該当する場合は、給付金の対象外となります。

（１）主たる収入が日本標準産業分類の農林業、畜産・水産業以外であり、事業者等物価高騰対策支援給付金の支給を受ける者

（２）その他、農業者物価高騰緊急対策事業給付金の趣旨・目的に照らして適当でないと市長が判断するもの

申請期間・方法

（１）申請期間

令和８年４月１日（水）から令和８年９月３０日（水）※消印有効

（２）申請方法

必要書類を添えて郵送または持参にて期限内に申請してください。

（郵便物の追跡が可能な「レターパックライト」又は「レターパックプラス」を用いてください。）

【提出先】

〒６２５－８５５５ 舞鶴市字北吸１０４４番地

舞鶴市役所 産業振興部 農林課

窓口対応時間 ９：００～１６：３０

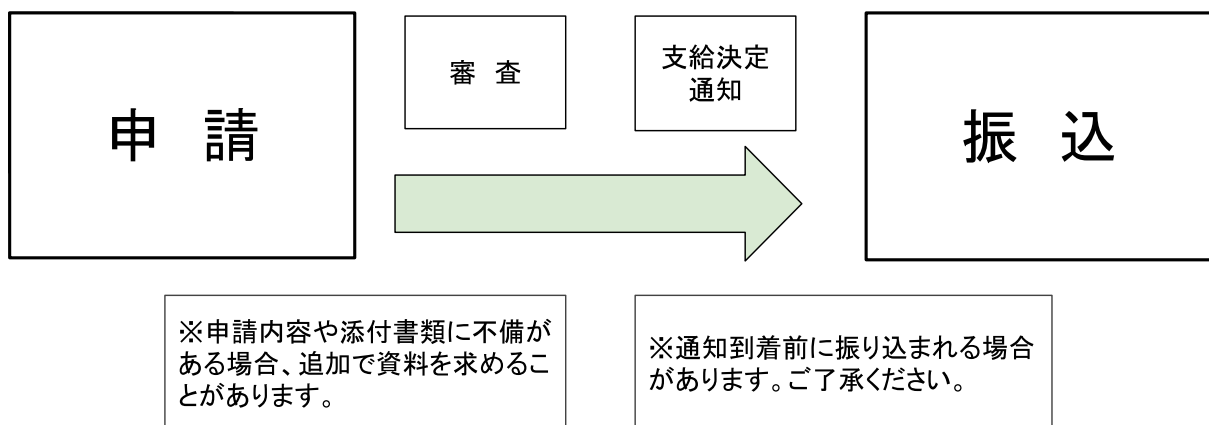
TEL：（０７７３）６６－１０２３

メール：nourin@city.maizuru.lg.jp

※なお、申請書等については舞鶴市役所（農林課）及び西支所・加佐地域活性化センター・大浦地域活性化センターに配架、受付をしています。舞鶴市ホームページからのダウンロードも可能です。

<URL> <https://www.city.maizuru.kyoto.jp/>

申請から支給までの流れ



給付額について

次の区分に応じ、1回に限り5万円又は10万円を限度額に所定の金額を給付いたします。

①令和7年分の農業収入が50万円以上ある方	5万円
②認定農業者、認定新規就農者、①のうちJAの生産部会に所属する農業者	10万円

提出書類について

提出書類		給付申請書兼 同意・宣誓書 (様式第1号)	添付資料	
			※2 振込口座がわかる書類 (写)	※3 令和7年確定申告に係る書類 (写)
※1①令和7年分の農業収入が50万円以上ある個人及び法人等または農業協同組合の生産部会に所属する農業者	個人	○	○	○
	法人等	○	○	○
②認定農業者・認定新規就農者	個人	○	○	
	法人等	○	○	

※1 日本標準産業分類における中分類01「農業」及び中分類02「林業」に属する事業を営む者

※2 振込口座がわかる書類 (写)

申請者名義の振込口座の写しを添付 (通帳の表紙を開いたページ。金融機関名、金融機関コード、支店名、支店コード、預金種別、口座番号、口座名義等が記載されたページの写しを添付)

※3 確定申告に係る書類 (写)

ア) 確定申告の写し (e-taxによる申請の場合は「受信通知」)

イ) 法人事業概況説明書と【別添様式】事業収入内訳書(法人のみ) を添付
ただし、確定申告を行っていない者にあつては、令和8年度の市民税・府民税申告書受付票の写しを提出するものとする。